



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

平成 28 年 9 月号

《 所長便り 》

夏休みが終わり、朝肌寒い時も多くなりました。

さて、今年は税務調査の当たり年というか、弊社の顧問先の税務調査が多く、現在対応に追われています。

現状並行して、6 件ほどの税務調査が進んでいますが、基本的に税務調査の最後の対応は、代表税理士の仕事です。28 歳で開業して、13 年、事業の顧客は、600 件に迫ろうとしていますので、その対応を 1 人がやっていたら、自然と他の税理士さんよりも多くの税務調査を経験できます。

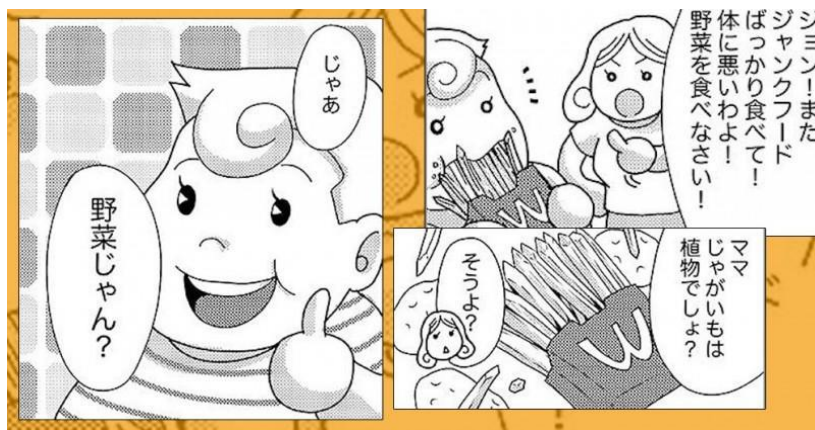
正社員を雇用していない税理士は、概ね 50 件程度しか顧問先を持っていないでしょうから、私は、 $600 \div 50$  の計算でいくと、年間 12 倍税務調査を経験していることになります！！

ただ弊社では、税務署に入られにくい申告書を念頭に作成していますので、12 倍だけど、2 倍入りにくいので 6 倍くらいかと。（当社調べ（笑））

最後に、税務調査対応がうまくなるということは、色々理由をつけて正しいかのように反論するということになり、反対側からしてみると、屁理屈をこねていると思われれます。

なので、社内で意見が分かれたとき、「所長は、屁理屈ばかり言うから～」という、ちょっと悲しい状態になります。

さすが、税務調査のスペシャリストだな・・・



笑うメディア「クレイジー」より

《臨時休業のお知らせ》

慰安旅行の為、下記の日程で営業時間を変更及び臨時休業させていただきます。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

10/8 (土) 臨時休業

10/11 (火) 臨時休業

10/12 (水) 臨時休業

ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解・ご了承の程よろしくお願い致します。  
尚、10/13 (木) より通常通り営業致します。

《 経営情報 》 文責：大矢

## 死亡保険金を受け取ったときの課税について

交通事故や病気などで被保険者が死亡し、保険金受取人が死亡保険金を受け取った場合、被保険者、保険料の負担者及び保険金受取人が誰であるかにより、所得税、相続税、贈与税のいずれかの課税の対象になります。

死亡保険金の課税関係表

被保険者	保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
A	B	B	① 所得税
A	A	B	② 相続税
A	B	C	③ 贈与税

- ① 所得税が課税されるのは、上記の表のように、保険料の負担者と保険金受取人とが同一人の場合です。この場合の死亡保険金は、受取の方法により、一時所得又は雑所得として課税されます。
- ・ 死亡保険金を一時金で受領した場合には、一時所得になります。一時所得の金額は、その死亡保険金以外に他の一時所得がないとすれば、受け取った保険金の総額から既に払い込んだ保険料又は掛金の額を差し引き、更に一時所得の特別控除額 50 万円を差し引いた金額です。課税の対象になるのは、この金額を更に 1/2 にした金額です。
  - ・ 死亡保険金を年金で受領した場合には、公的年金等以外の雑所得になります。雑所得の金額は、その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料又は掛金の額を差し引いた金額です。
- なお、年金を受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収されます。
- ② 相続税が課税されるのは、上記の表のように、被保険者と保険料の負担者が同一人の場合です。受取人が被保険者の相続人であるときは、相続により取得したものとみなされ、相続人以外の者が受取人であるときは遺贈により取得したものとみなされます。
- ③ 贈与税が課税されるのは、上記の表のように、被保険者、保険料の負担者及び保険金の受取人がすべて異なる場合です。

上記のように被保険者、保険料の負担者及び保険金受取人が誰であるかによって税金の種類が異なります。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

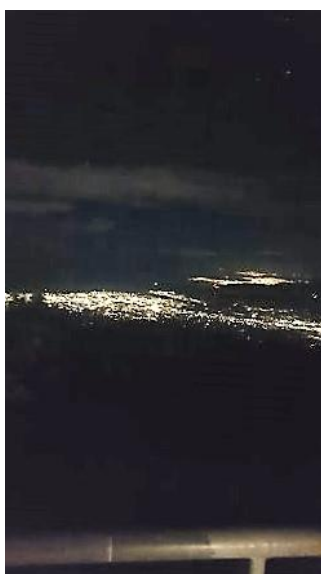
《 今月の税務 》

- ・7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…9月30日
- ・個人事業者の消費税の中間申告分の振替日(振替納付を選択している場合)  
振替日…9月28日
- ・1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…9月30日

《 行楽日記 》 文責：塚本

はじめまして、7月19日に入社しました、塚本大介です。まだまだ至らない点も多くありますが、一日でも早く皆様のお役にたてるよう精進していきますので、今後ともよろしくお願いたします。

さて、今回は「行楽日記」を担当させていただくことになりましたので、先月事務所の先輩方と挑戦した富士登山について書きたいと思います。



ご来光を拝むため夜から登山を開始しました。

バスを降りた五合目では夜景がとてもきれいに見え、いいスタートを切ったように思いましたが、上に行くにつれ風が強くなり状況は悪化、私は一人八合目でダウン。

ほかの皆さんは九合目に到着したところで強風で足止めをくらい、ご来光前には雨がふり拝むことができなかったようです。

私自身初の登山で日本一の山の洗礼を受けた形になりましたが、楽しむことはできました。またいずれリベンジできたらと思います。

皆さんもぜひ機会があれば世界遺産にも登録された富士山、登ってみてはいかがでしょうか。